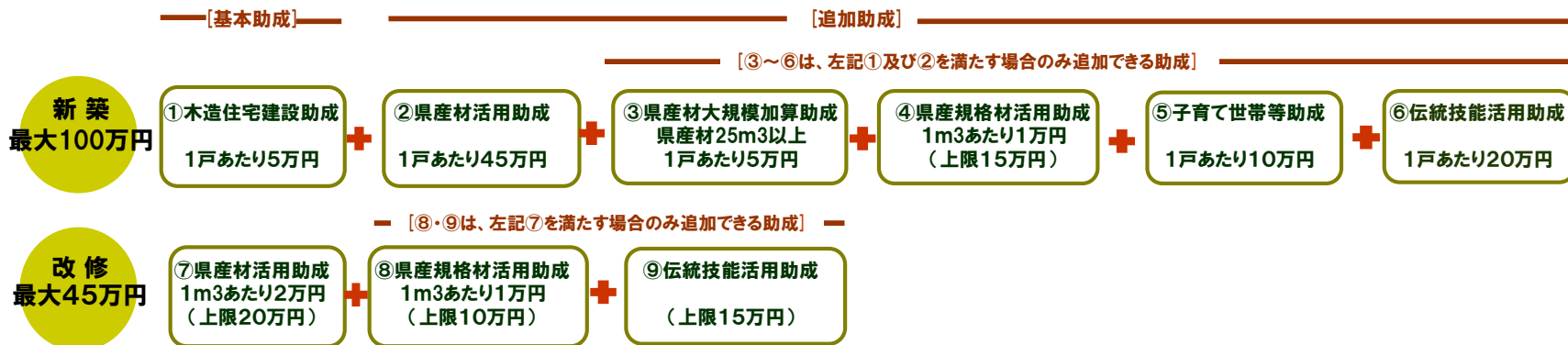


平成27年度とっとり住まいる支援事業について

とっとり住まいる支援事業は、県内に本拠地を置く工務店による施工で木造住宅を建設される方又は県産材を使用して住宅を改修される方に対し助成を行う事業です。新築の場合は最大100万円、改修の場合は最大45万円を助成します。

1 助成事業の概要について



住宅の条件

- ・県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- ・居室、風呂、トイレ、台所があり、独立した生活が可能な新築一戸建木造住宅であること

助成の内容

《基本助成》

- ①上記の条件を満たす住宅を新築される方に5万円(定額)を助成します。

《追加助成》

[県産材の活用に対する助成]

- ②県産材を10m³以上使用される場合は、45万円の助成を上乗せします。

※以下の③～⑥は上記①及び②の条件を満たす場合のみ適用される追加助成です。 ※

[県産材大規模加算に対する助成]

- ③県産材を25m³以上使用される場合は、5万円の助成を上乗せします。

[県産規格材の活用に対する助成]

- ④県産規格材を使用される場合は、1m³あたり1万円の助成を上乗せします。(上限15万円)

[子育て世帯等に対する助成]

- ⑤子育て世帯等として、次のうち1つ以上の要件を満たす場合は、10万円の助成を上乗せします。
 - ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
 - ・申請日時時点で婚姻後10年以内の世帯

[伝統技能活用住宅に対する助成]

- ⑥在来軸組工法による住宅で、次のうち2つ以上の伝統技能を活用される場合は、20万円の助成を上乗せします。
 - ・木材の手刻み加工(木材を全自動加工機等を使用せずに手作業により加工したもの)
 - ・外壁下見板張り(県産材を使用して外壁を40m²以上下見板張りとしたもの)
 - ・左官仕上げ(外壁をモルタル塗り(厚さ20mm以上)下地仕上もしくは漆喰塗り仕上としたものと、内壁を土壁塗としたものを合わせて施工面積40m²以上のもの)
 - ・日本瓦葺き(主要な屋根部分について国内で生産された和形瓦(JIS規格品又はJIS同等品)を使用したもの)
 - ・木製建具(県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付面積10m²以上使用するもの)

住宅を**新築**
される方への
助成

住宅の条件

- ・構造材、造作材を含めて合計0.3m³以上の県産材を使用すること
- ・県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- ・申請者が居住する戸建住宅又は共同住宅であること(賃貸住宅等は対象となりません。)

助成の内容

《基本助成》

[県産材の活用に対する助成]

- ⑦県産材の使用量1m³あたり2万円を助成します。(上限20万円)

※以下の⑧・⑨は上記⑦の条件を満たす場合のみ適用される追加助成です。 ※

《追加助成》

[県産材規格材の活用に対する助成]

- ⑧県産規格材を使用される場合は、1m³あたり1万円の助成を上乗せします。(上限10万円)

[伝統技能の活用に対する助成]

- ⑨次のうち2つ以上の伝統技能を活用された場合は、その伝統技能の使用面積に応じて助成を上乗せします。(上限15万円)
 - ・建築大工技能(内装造作(床材、壁材、天井材等の室内の見え掛り部分)と外壁の下見板張りの見付面積の合計7m²以上のもの)
 - ・左官仕上げ(外壁をモルタル塗り(厚さ20mm以上)下地仕上もしくは漆喰塗り仕上としたものと、内壁を土壁塗としたものを合わせて施工面積7m²以上のもの)
 - ・木製建具(県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付面積で3m²以上使用するもの)

住宅を**改修**
される方への
助成

※県産材とは

鳥取県産材とは「鳥取県内で生育し、伐採された原木を県内で加工した木材」のことをいいます。県産材は、木材の各流通過程における販売者の証明印が押された販売管理表を鳥取県産材活用協議会に提出し、証明を受ける「県産材産地証明制度」によって管理されています。

※県産規格材とは

県産規格材とは県内のJAS認定工場で日本農林規格による格付がなされた県産材であって、含水率が20%以下のものをいいます。規格化によって一定の品質が保証され、かつ含水率が一定割合以下のため、安心して使用することができます。

(認定工場は、鳥取県木材協同組合連合会ホームページ <http://www.tori-mokuren.com> で閲覧できます)

